令和２年５月２８日

令和２年度第２回定例松本市教育委員会

会　　議　　議　　案

松 本 市 教 育 委 員 会

令和２年度第２回定例松本市教育委員会付議案件

［議案］

第１号　　特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会の設置及び委員の委嘱について

第２号　　松本市基幹博物館建設検討委員会設置要綱の廃止について

第３号　　松本市心身障害児就学支援委員会委員の委嘱について

［報告］

第１号　　市立中学校教諭の不祥事について

第２号　　松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

第３号　　松本市青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

第４号　　自動車事故について

第５号　　窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

［その他］

教育委員会資料
２．５．２８
文 化 財 課

議案第　１　号

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会の設置及び委員の委嘱について

１　趣旨

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画に基づき、本文化財の適切な保存活用を図ることを目的に、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会を設置するものです。

２　設置要綱（案）

別紙のとおり

３　委嘱予定者

裏面のとおり

４　任期

委嘱の日から２年間

５　その他

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱は廃止します。

担当　文化財課　西部４地区担当課長
臼井　邦彦
電話　９４－２３０１

まつもと市民生きいき活動
●わたしは　こころをみがき、からだを使おう
●あなたに　あいさつをしよう
●このまちを　きれいにしよう

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会　委員名簿（案）

（順不同）

区　分	No.	氏　　名	役職等
有識者	1	大塚（オオツカ）　勉（ツトム）	信州大学　全学教育機構　教授（地質学）
地域関係者	2	齋藤志津人（サイトウ シヅ ヒト）	白骨温泉まちづくり委員会　委員長
			白骨温泉旅館組合　理事長
	3	齋藤（サイトウ）　元紀（モトキ）	一般社団法人　松本市アルプス山岳郷　代表理事
	4	木村（キムラ）　希喜（キ ヨシ）	大野川区町会長・大野川区長
	5	筒木（ツヅキ）　隆雄（タカオ）	丸永旅館経営
行政関係者	6	森川（モリカワ）　政人（マサト）	環境省　中部山岳国立公園管理事務所長
	7	石田（イシダ）　孝司（コウジ）	国土交通省　北陸地方整備局　松本砂防事務所長
	8	坂田（サカタ）　浩一（コウイチ）	長野県　松本建設事務所長
	9	谷（タニ）　和隆（カズタカ）	長野県教育委員会　文化財・生涯学習課　指導主事

別　紙

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱

令和　年　月　日

教育委員会告示第　号

（目的）

第１条　この要綱は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石（以下「本特別天然記念物」という。）の適切な保存活用を図るため、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画（以下「計画」という。）に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行うものとする。

（１）　本特別天然記念物の保存活用に関すること。

（２）　計画の評価及び見直しに関すること。

（３）　本特別天然記念物の文化財としての価値を高めるための調査研究に関すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は委員１６人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）　有識者

（２）　地域関係者

（３）　行政関係者

（４）　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長１人及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

（部会）

第７条　協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和　年　月　日から施行する。

（特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止）

２　特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱（平成２７年松本市教育委員会告示第１３号）は、廃止する。

教育委員会資料
２．５．２８
博　物　館

議案第　２　号

松本市基幹博物館建設検討委員会設置要綱の廃止について

１　趣旨

令和元年７月３１日に基幹博物館整備事業の建築及び展示の実施設計が終了しましたので、本委員会設置要綱（平成 29 年教育委員会告示第 23 号）を廃止するものです。

２　経過

Ｈ２９．	８．２９	本委員会設置要綱を施行
	９．２７	第１回委員会を開催（以後２回開催）
		第１回専門部会を開催（以後８回開催）
Ｒ　元．	７．３１	建築及び展示の実施設計が終了

３　設置要綱

裏面のとおり

４　施行期日

令和２年５月３１日

担当	博物館
	基幹博物館建設担当
課長	中原　和彦
電話	３２－０１３３

学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
――まるごと松本を知る旅のスタート地点です。

「学都松本」

○松本市基幹博物館建設検討委員会設置要綱

平成２９年８月２９日
教育委員会告示第２３号

（目的）

第１条　この要綱は、松本市基幹博物館（以下「基幹博物館」という。）の建築、展示及び運営を専門的な見地から検討するため、松本市基幹博物館建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　基幹博物館の建築、展示及び運営に関すること。

（２）　その他必要な事項に関すること。

（組織等）

第３条　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　博物館運営有識者

（３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から基幹博物館の建築及び展示の実施設計業務が終了するまでの間とする。

（役員）

第５条　委員会に委員長１人を置き、委員の互選によって選出する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

（専門部会）

第７条　委員会は、専門的な事項を調査研究するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

２　専門部会は、委員長が指名する委員及び次条に規定する専門員若干名をもって組織する。

３　専門部会に部会長１人を置き、部会員の互選によって選出する。

４　部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

５　部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

６　専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

（専門員）

第８条　専門員は、委員以外の者で、第２条に規定する委員会の所掌事項について専門的な知識・経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

２　専門員の任期は、専門部会における当該専門的な事項に係る調査研究が終了するまでの間とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年８月２９日から施行する。

教育委員会資料
２．　５．２８
学校指導課

議案第　３　号

松本市心身障害児就学支援委員会委員の委嘱について

１　趣旨

松本市心身障害児就学支援委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱することについて協議するものです。

２　委嘱予定者

裏面のとおり

３　任期

令和２年６月１日から令和４年５月３１日まで

４　根拠法令（抜粋）

松本市心身障害児就学支援委員会設置条例

（組織）

第３条　委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2. 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 医師

(3) 教育職員

(4) 児童福祉施設（児童相談所を含む）職員

3. 委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 委員は再任を妨げない。

担当　学校指導課
課長　髙野　毅
電話　３３－４３９７

令和２(2020)～３(2021)年度　松本市心身障害児就学支援委員会名簿

（任期：令和2(2020)年6月1日～令和4(2022)年5月31日）

委員立場	氏　名	所属・役職等	備考
学識経験者	佐藤　幸三	松本ろう学校　校長	新
	清水　伸行	高綱中学校　校長	新
	三村　洋	元開明小学校　校長	
医師	石田　修一	城西病院　小児科医	
	窪田　俊樹	くぼた眼科医院　眼科医	
	佐藤　圭司	佐藤耳鼻咽喉科医院　耳鼻咽喉科医	
	宮城　真志	松南病院　精神科医	
	鈴木　成典	鈴木整形外科　整形外科医	
教育職員	宮内　かつら	松本養護学校　教諭	
	古瀬　英之	松本盲学校　教諭	
	赤羽　裕	田川小学校　教諭	新
	末益　奈緒美	鉢盛中学校　教諭	新
児童福祉施設職員	池内　泰恵	松本圏域障がい者総合相談支援センターWish　療育コーディネーター	
	三好　要範	松本市こども部保育課　保育専門指導員	
	藤松　美紀	松本市こども部こども福祉課　あるぷキッズ支援担当係長	

教育委員会資料
２．　５．　２８
学校指導課

報告第　１　号

市立中学校教諭の不祥事について

１　趣旨

市立中学校教諭が、道路交通法違反及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕され起訴された後に、児童福祉法違反の疑いで逮捕されたことについて報告するものです。

２　経過

２．３．２０　　教頭が警察から事故の連絡を受ける
　　当該教諭が発見され、信大病院に入院
　　２１　　当該教諭が退院し、逮捕
　　２２　　保護者へメールで本事案の概要と今後の対応を説明
　　記者会見を実施
　　２３　　当該校で臨時学校運営委員会及び職員朝会を実施
　　当該教諭送検
　　全小中学校に「綱紀粛正・非違行為防止」を徹底するよう指示
　　２３～　　各担任が生徒全員に電話又は家庭訪問による説明とケアを実施
４．　１～　　信頼回復に向け、法令順守の意識を高めるため、教育長が全小中学校に出向き訓示を実施
　　１０　　当該教諭再逮捕
　　１１　　明善中学校保護者説明会を実施
　　１３　　生徒登校日とし、校長がクラスごとに説明、謝罪
　　１５　　校長会にて「綱紀粛正、非違行為防止を徹底」
５．　１　　起訴
　　１１　　再々逮捕

３　概要

⑴　事件１

ア　該当職員　　松本市立明善中学校　教諭　小澤　健治（４３歳）
イ　逮捕日時　　令和２年３月２１日（土）　１７時２０分頃
ウ　逮捕理由　　道路交通法違反（危険防止措置義務違反）
エ　事件概要　　当該教諭が３月２０日未明に自家用車で市内美須々の県道２８２号線「総合体育館前」交差点付近の中央分離帯にある信号機の柱に衝突し、折り曲げる交通事故を起こしたが、当

該教諭は危険防止の措置をとらずに車を現場に放置して立ち去った疑い

⑵　事件２

ア　逮捕日時　　令和２年４月１０日（金）　１４時０９分頃

イ　逮捕理由　　児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）

ウ　事件概要　　当該教諭は令和元年５月上旬頃、中信地区の住宅で女子が１８歳に満たないことを知りながら、裸の胸部などの画像をスマートフォンで撮影し、児童ポルノを製造した疑い

⑶　事件３

ア　逮捕日時　　令和２年５月１１日（月）　１３時４５分頃

イ　逮捕理由　　児童福祉法違反

ウ　事件概要　　当該教諭は令和元年５月上旬から５月中旬までの間、女子が１８歳に満たないことを知りながら、県内の宿泊施設などにおいて、自らを相手に淫行させる行為をした疑い

４　今後の対応

⑴　生徒へのケア

スクールカウンセラーによる子どもたちの心のケアに努めます。また、保護者と協力しながら、きめ細かいサポートに努めます。

⑵　綱紀の粛正

ア　警察の協力により非違行為の重大性を認識する教職員研修を全小中学校で実施します。

イ　４月１５日の校長会で、教職員研修のあり方を検討・確認しました。これをもとに、改めて各校での研修を実施し、再発防止を図ります。

担当　学校指導課
課長　髙野　毅
内線　3130

教育委員会資料
２．５．２８
学 校 給 食 課

報告第　２　号

松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

１　趣旨

松本市学校給食食品等選定委員会の委員２名が新年度の異動に伴い退任しましたので、新たに委員を設置要綱に基づき委嘱することについて報告するものです。

２　委員名簿

裏面のとおり

３　任期

発令の日から令和３年２月２８日まで

＊設置要綱第４条により任期は前委員の残任期間となります。

４　根拠法令(抜粋)

⑴　松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱

第３条　委員会は、委員１１人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学校長

⑵　ＰＴＡ関係者

⑶　松本保健所関係者

⑷　学校給食課長

⑸　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から１年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当　学校給食課
課長　清澤　秀幸
電話　８６－１１３０

まつもと市民生きいき活動
●わたしは　こころをみがき、からだを使おう
●あなたに　あいさつをしよう
●このまちを　きれいにしよう

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

松本市学校給食食品等選定委員会委員名簿

区　　分	氏　　名	役　　職　　名	備考
学　校　長	中村（ナカムラ）　博見（ヒロミ）	寿小学校長	新任
ＰＴＡ関係	内田（ウチダ）　志乃寿（シノブ）	鎌田中学校ＰＴＡ副会長	
松本保健所関係者	上條（カミジョウ）　祥水（アキミ）	松本保健所健康づくり支援課管理栄養士	新任
学校給食課長	清澤（キヨサワ）　秀幸（ヒデユキ）	学校給食課長	
教育委員会が必要と認める者	門野（カドノ）　博之（ヒロユキ）	西部学校給食センター長	
〃	三沢（ミサワ）　伸和（ナオカズ）	東部学校給食センター長	
〃	荻上（オギウエ）　裕子（ユウコ）	西部学校給食センター栄養教諭	
〃	山田（ヤマダ）　恭子（キョウコ）	東部学校給食センター栄養教諭	
〃	赤羽（アカハネ）　晶子（セイコ）	西部学校給食センター係長（調理員）	
〃	三瀬（ミセ）　康子（ヤスコ）	東部学校給食センター係長（調理員）	

教育委員会資料
２．５．２８
生涯学習課

報告第　３　号

松本市青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

１　趣旨

松本市青少年ホーム運営委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

２　委嘱予定者

⑴　委嘱予定者名簿　　裏面のとおり

⑵　委員総数　　７名

３　任期

令和２年６月１日から令和４年５月３１日まで（２年間）

委嘱は、令和２年度第１回松本市青少年ホーム運営委員会（６月中旬開催予定）にて行います。

４　根拠法令（抜粋）

⑴　松本市青少年ホーム条例

(運営委員会)

第１２条　ホームの運営を円滑に行うため、松本市青少年ホーム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

２　運営委員会は、１０人以内の委員をもって組織する。

３　運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

⑵　松本市青少年ホーム条例施行規則

(運営委員会の組織)

第７条　条例第１２条により規定する松本市青少年ホーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる区分による。

⑴　ホームの利用者

⑵　関係行政機関の職員

⑶　有識者

(任期)

第８条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

担当　生涯学習課
課長　栗田　正和
電話　32－1132

まつもと市民生きいき活動
●わたしは　こころをみがき、からだを使おう
●あなたに　あいさつをしよう
●このまちを　きれいにしよう

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

松本市青少年ホーム運営委員会委員名簿

（任期：令和２年６月１日から令和４年５月３１日まで）

号	氏　　名	役職・職業等	備考
1	やぶき　けいすけ 矢吹　圭介	松本市青少年ホーム利用者の会　会長	新規
1	うちだ　ゆうか 内田　佑香	信州大学地域参画プロジェクト CHANGE　代表	新規
2	ごみ　けんじ 五味　賢二	松本公共職業安定所　業務部長	新規
3	にがや　まゆみ 二茅　真由美	中信子ども･若者サポートネット事務局受託事業者 ＮＰＯ法人ジョイフル	
3	てんぱく　ひでこ 天白　英子	松本市青少年ホームクラブ講師	
3	たなか　なおこ 田中　直子	ＮＰＯ法人夢のデザイン塾　理事長	
3	かつまた　たつお 勝亦　達夫	信州大学キャリア教育・サポートセンター助教	新規

・１号委員　　ホームの利用者
・２号委員　　関係行政機関の職員
・３号委員　　有識者

教育委員会資料
２．５．２８
中　央　図　書　館

報告第　４　号

自動車事故について

１　趣旨

中央図書館職員の市内出張の際に発生した自動車事故について報告するものです。

２　事故の概要

⑴　発生日時

令和２年５月８日（金）午前１０時頃（天候：晴れ）

⑵　発生場所（位置図：裏面のとおり）

松本市県３丁目１番１号　あがたの森文化会館駐車場

⑶　事故の状況

打合せのため、あがたの森文化会館駐車場に公用車を駐車する際、目視を怠り、公用車両後方部を相手方車両左前方（バンパー部分）に衝突させたもの

⑷　被害の状況

ア　相手方　松本市在住　女性（７０代）

㋐　人身　なし

㋑　物損　右前方バンパー破損

イ　当方　中央図書館　館長

㋐　人身　なし

㋑　物損　なし

３　今後の対応

⑴　相手方に対しては、誠意を持って対応します。

⑵　職員を指導すべき立場の者による事故であることを真摯に受け止め、本事故を教訓に、今後同様の事故を起こさないよう事故防止と安全運転について、職員に指導を徹底しました。

⑶　５月２６日開催の教育民生委員協議会へ報告しました。

担当　中央図書館
館長　瀧澤　裕子
電話　３２－００９９

まつもと市民生きいき活動
●わたしは　こころをみがき、からだを使おう
●あなたに　あいさつをしよう
●このまちを　きれいにしよう

「学都松本」

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち、生きいきとかがやくように…

位　置　図

事故現場駐車場
あがたの森通り
あがたの森公園
あがたの森文化会館
あがたの森図書館

事故現場略図

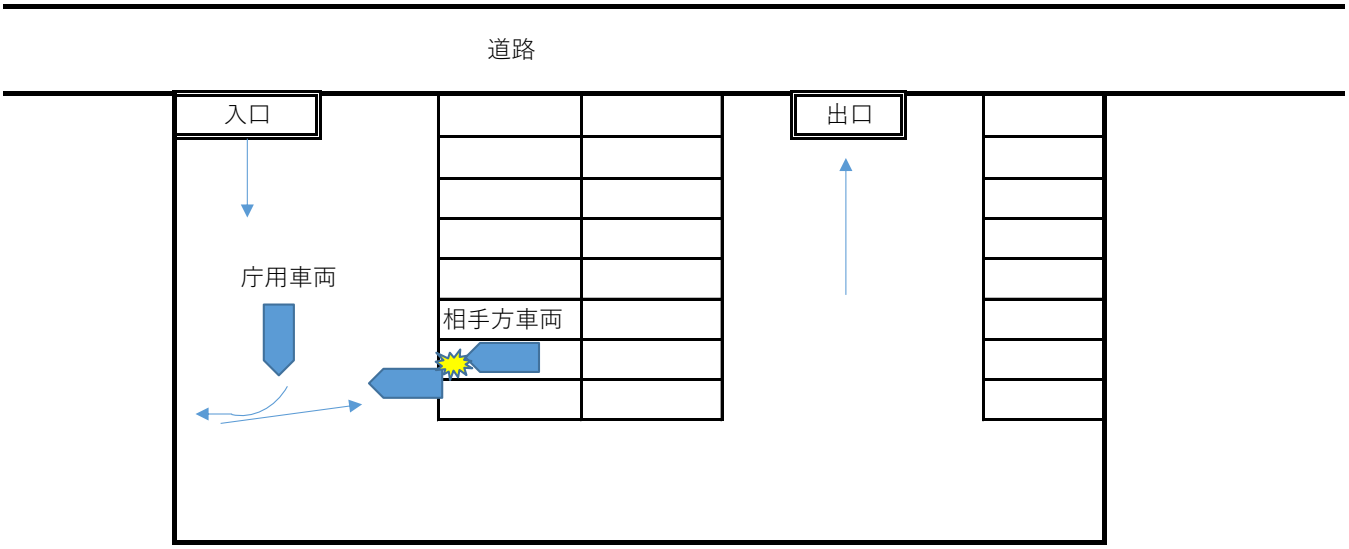
道路
入口
出口
庁用車両
相手方車両

教育委員会資料
２．５．２８
博　物　館

報告第　５　号

窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

１　趣旨

窪田空穂記念館運営委員会委員の辞職に伴い、補欠委員を委嘱したことについて報告するものです。

２　退任者

渡邊　正明（前・松本市和田公民館館長）

松本　久憲（前・松本市校長会長・前・開明小学校校長）

３　委嘱者

萩原　正人（松本市和田公民館館長）

藤田　克彦（松本市校長会長・鉢盛中学校校長）

４　委員名簿

裏面のとおり

５　任期

令和２年５月１日から令和３年４月３０日まで

６　根拠条例

窪田空穂記念館運営委員会設置要綱第３条による

７　その他

委嘱状は、第１回運営委員会（開催日時未定）で交付する予定です。

担当　博物館
館長　木下　守
電話　３２－０１３３

学都松本へ
この家と共に古(ふ)りつつ高野槙二百(ふたもも)とせの深みどりかも
―歌人・国文学者、窪田空穂(くぼたうつぼ)のふるさとは文学の香り漂う空間です。―
「学都松本」

窪田空穂記念館運営委員会委員名簿

令和２年 ５月 １日現在
（任期：令和３年 ４月 30 日まで）

50 音順

氏　　名	役職・職業等	選出区分	委嘱状況
折井理智子（おりいりちこ）	裏千家茶道教授	学識経験者	平成７年～(13 期目)
上條宏之（かみじょうひろゆき）	前長野県短期大学学長	学識経験者	平成６年～(13 期目)
上條昌明（かみじょうまさあき）	芝沢小学校校長	学校関係者 （職名委嘱）	令和元年～（1 期目）
来嶋靖生（きじまやすお）	歌人（楓）	歌壇関係者 （空穂会）	平成６年～(13 期目)
窪田武夫（くぼたたけお）	血縁者・生家提供者	記念館設立協力者	平成６年～(13 期目)
坂口登美子（さかぐちとみこ）	表千家茶道教授	学識経験者	平成 12 年～(10 期目)
篠弘（しのひろし）	空穂会会長	歌壇関係者 （空穂会）	平成８年～(11 期目)
萩原正人（はぎわらまさと）	松本市和田公民館館長	地元関係者 （職名委嘱）	令和２年～(1 期目)
藤田克彦（ふじたかつひこ）	松本市校長会長 鉢盛中学校校長	学校関係者 （職名委嘱）	令和２年～(1 期目)